

## ○ 鳥取大学大学院農学研究科及び鳥取大学大学院連合農学研究科の教育・研究に対する連携・協力に関する協定書

鳥取大学（以下「甲」という。）と財団法人日本きのこセンター（以下「乙」という。）は、鳥取大学大学院農学研究科（以下「農学研究科」という。）及び鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）の一層の充実と学生の資質の向上及び相互の研究交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（客員教員）

1. 甲は、乙と協議し、乙の研究者を、甲の人事手続きに則して、農学研究科及び連合農学研究科の非常勤の教員として任用するものとする。
2. 甲は、前項の教員に対し、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。
3. 客員教員の任期は、1年とし、年度ごとに更新するが、原則として研究指導を行う学生が所定の課程を修了するまで継続するものとする。
4. 客員教員は、甲又は乙の施設において、農学研究科学生に研究指導及び講義を、連合農学研究科学生に研究指導を行うものとする。
5. 甲は、客員教員が農学研究科学生に講義を行った場合は、予算の範囲内で非常勤職員手当を支給するものとする。

（学生の資格等）

6. 学生が、乙において研究指導を受ける場合の資格等は、乙の定めるところによるものとする。

（研究成果の発表）

7. 学生が、乙において研究指導を受けて得た研究成果の公表は、乙の定めるところによるものとする。

（財産権の帰属）

8. 学生が、乙における研究により生じた特許権等の財産権の帰属は、乙の定めるところによるものとする。

（その他）

9. 乙において、学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について甲と乙が調査し、協議の上処理するものとする。
10. この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。
11. この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、別途「覚書」を取り交わすものとする。
12. この協定書は、平成11年4月1日から実施する。

この協定書は、2通作成し、甲と乙で各1通を所持するものとする。

平成11年3月30日

(甲) 鳥取市湖山町南4丁目101番地

鳥 取 大 学

学 長 高 橋 和 郎 

(乙) 鳥取市富安2丁目96番地

財団法人 日本きのこセンター

理 事 長 常 田 禮 孝 